

仕様書等に関する質問及び回答

委託番号	1 7 7	件 名	契約・業者管理システム更新業務
------	-------	-----	-----------------

担 当 （ 回 答 ） 課	都市建設局 建設総務部 建設総務課
---------------	-------------------

No.	質 問 事 項	回 答 事 項
1	賃貸借契約について、ハードウェア等の提供を弊社が賃貸借会社を通じて行うことのできる、貴市・弊社・賃貸借会社の三者による契約は可能でしょうか。	契約・業者管理システム用機器賃貸借料に係る契約について、本市・入札業者・賃貸借業者との三者契約は可能です。 三者契約を希望される場合は、契約締結前に別添の証明書を建設総務課宛てに提出の上、協議してください。

自ら及び第三者をして貸付けできる能力を有することの証明書

令和 年 月 日

和歌山市長 様

(入 札 者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

(第 三 者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

このことについて、次のとおり証明いたします。

- 1 和歌山市（以下「甲」という。）における令和 年 月 日に入札執行の
に係る競争入札において、
入札者（以下「乙」という。）が落札した場合には、仕様書記載の機器等一式を乙自ら貸
付けできる能力を有するとともに、第三者（以下「丙」という。）をして貸付けできる能
力を有することを証明いたします。
- 2 賃貸借契約は、甲乙丙の間で、甲指定の賃貸借契約書により契約いたします。
- 3 賃貸借契約における債務については、乙の責任において甲の賃貸借契約書に定めた条件
で丙に履行させます。
- 4 丙が正当な理由なく賃貸借契約書に定められた債務を履行しない場合は、乙が債務を履
行いたします。
- 5 賃貸料
(1)乙が落札した賃貸料で、丙から賃貸いたします。
(2)賃貸料を丙から甲に請求いたしますので、甲から丙に支払い願います。